

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

税務課

契 約 内 容	契約件名	督促状（四税）用紙印刷業務	
	業務概要	地方税共同機構の共通納税システムに対応したQRコード付き督促状の印刷	
	契約金額	金396,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年2月15日	
	契約期間	令和6年2月15日 ～ 令和6年3月31日	
	契約の相手	千葉県柏市若柴字入谷津1番195 株式会社ディー・エス・ケイ	
根 拠 規 定 （ 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号 ）	☒ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☒ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
納税者の利便性の向上等のため令和6年度から地方税共同機構の共通納税システムに対応したQRコード付督促状を導入するにあたっては、機構のQRコード付き納付書の規格に適合した督促状である必要があり、（株）ディー・エス・ケイが規格適合原版の作成業務を行っていること、更に、出力するシステムの調整をできる者は、基幹系システムの導入・管理事業者である当該事業者に限られるため、当該事業者と契約を締結するものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

学校給食センター

契 約 内 容	契 約 件 名	令和6年度幼稚園給食用牛乳供給（単価契約）	
	業 務 概 要	市内市立各幼稚園4園への給食用牛乳を給食提供日に配送する業務	
	契 約 金 額	執行予定額 金2,525,052円（消費税及び地方消費税を含む） 単価契約 1本あたり60.30円（税抜）	
	契 約 締 結 日	令和6年3月29日	
	契 約 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
	契 約 の 相 手	千葉県若葉区富田町1033番地1 千葉県酪農農業協同組合	
根 拠 規 定 （ 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号 ）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負30万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由			
幼稚園への給食用牛乳については、学校用牛乳を市内小中学校に供給する唯一の業者である当該契約相手が併せて業務を行うことで、年間継続して安定した牛乳提供を確実に行うことができるため。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

教育総務課

契 約 内 容	契 約 件 名	小中学校教師用教科書・指導書購入（小学校分）	
	業 務 概 要	市内小学校にて令和 6 年度から使用する教師用教科書・指導書を購入する。	
	契 約 金 額	金17, 965, 856円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契 約 締 結 日	令和6年3月22日	
	契 約 期 間	令和6年3月22日 ～ 令和6年4月5日	
	契 約 の 相 手	館山市北条1094番地 （有）宮沢書店	
根 拠 規 定 （地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1 号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2 号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3 号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4 号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき		
	随 意 契 約 理 由		
教科書・指導書は、発行者が教科書・一般書籍供給会社と教科書供給契約を締結し供給している。教科書・一般書籍供給会社は、教科書供給にあたり、教科書取扱書店と教科書供給契約を締結し、その書店が学校へ教科書を供給している。市内において教科書取扱書店は（有）宮沢書店のみであるため、当該事業者と契約を締結するものである。 なお、教科書の価格については、文部科学大臣が認可し告示した額に基づいている。			

様式3

随意契約理由書

担当課

図書館

契約内容	契約件名	図書館用資料購入	
	業務概要	館山市図書館が指定した資料の購入	
	契約金額	金831,499円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年2月1日	
	契約期間	令和6年2月1日 ～ 令和6年3月31日	
	契約の相手	館山市北条1094番地 有限会社宮沢書店	

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）

☐ 1号 少額随契

☐ 工事又は製造の請負 130万円以下

☐ 財産の売払い 30万円以下

☐ 財産の買入れ 80万円以下

☐ 物件の貸付け 30万円以下

☐ 物件の借入 40万円以下

☐ その他のもの 50万円以下

☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」
不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」

☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」
新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき

☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由
図書の購入は再販価格維持制度が適用され、定価での販売が定められており、競争入札に適さないため、随意契約を行うものである。 また、市内には図書館資料用の装備（フィルムコート・バーコードラベル・分類ラベル等）を行った上で納品できる業者が1者しか存在しないため。

様式 3

随意契約理由書

担 当 課

学校給食センター

契約内容	契約件名	令和6年度学校給食用物資（パン）売買（単価契約）	
	業務概要	市内17箇所ある市立小中学校及び幼稚園へ学校給食用パンを給食提供日に配送する業務	
	契約金額	執行予定額 金8,603,179円（消費税及び地方消費税を含む） 契約単価（消費税抜） 50 g 62.66円 174人／日 60 g 66.10円 1,683人／日 80 g 72.15円 1,291人／日 （37日提供予定）	
	契約締結日	令和6年3月27日	
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
	契約の相手	千葉県美浜区新港61 公益財団法人 千葉県学校給食会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
館山市の学校給食については現在1日約3,200食を提供しており、安全かつ確実な提供が求められている。当該相手先は、学校給食用物資の安定供給・安全確保・学校給食の普及充実及び衛生管理を目的として設立された公益財団法人である。主食である学校給食で提供するパンを、各幼稚園、小学校及び中学校への配送を行うことと、千葉県内に13箇所の指定工場を有しており、機器の不具合等によるパンの提供が停止した際のバックアップ体制を構築していることから、安定供給かつ安全確保を図りながら供給することができるのは当該相手先以外にはいないため。			

様式 3

随意契約理由書

担 当 課
学校給食センター

契約内容	契約件名	令和6年度学校給食用精米（地元指定米）等売買（単価契約）	
	業務概要	市内17箇所ある市立小中学校及び幼稚園へ炊飯加工した米飯を、米飯給食提供日に配送する業務	
	契約金額	執行予定額 金36,497,377円（消費税及び地方消費税を含む） 契約単価（消費税抜） 50g 56.75円 174人／日 70g 64.71円 1,683人／日 100g 77.97円 1,291人／日 （154日予定）	
	契約締結日	令和6年3月27日	
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
	契約の相手	千葉県美浜区新港61 公益財団法人 千葉県学校給食会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
館山市の学校給食については現在1日約3,200食を提供しており、安全かつ確実な提供が求められている。当該相手先は、学校給食用物資の安定供給・安全確保・学校給食の普及充実及び衛生管理を目的として設立された公益財団法人である。主食である学校給食用米飯を、各幼稚園、小学校及び中学校への配送を行うことと、千葉県内に13箇所の指定工場を有しており、機器の不具合等による米飯の提供が停止した際のバックアップ体制を構築していることから、安定供給かつ安全確保を図りながら供給することができるのは当該相手先以外にはいないため。なお、米飯は地元産を指定している。			

様式3

随意契約理由書

担当課

図書館

契約内容	契約件名	図書館用資料購入	
	業務概要	館山市図書館が指定した資料の購入	
	契約金額	金332,604円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年3月1日	
	契約期間	令和6年3月1日 ～ 令和6年3月31日	
	契約の相手	館山市北条1094番地 有限会社宮沢書店	

根拠規定
(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)

☒ 1号 少額随契

☐ 工事又は製造の請負 130万円以下

☐ 財産の売払い 30万円以下

☒ 財産の買入れ 80万円以下

☐ 物件の貸付け 30万円以下

☐ 物件の借入 40万円以下

☐ その他のもの 50万円以下

☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」
不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」

☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」
新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき

☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由
図書の購入は再販価格維持制度が適用され、定価での販売が定められており、競争入札に適さないため、随意契約を行うものである。 また、市内には図書館資料用の装備（フィルムコート・バーコードラベル・分類ラベル等）を行った上で納品できる業者が1者しか存在しないため。

様式 3

随意契約理由書

担 当 課

学校給食センター

契約内容	契約件名	令和6年度学校給食用牛乳供給（単価契約）	
	業務概要	館山市学校給食センター及び市内13箇所ある市立小学校及び中学校への給食牛乳を給食提供日に配送する業務 単価 牛乳紙容器	
	契約金額	執行予定額 金36,771,648円(消費税及び地方消費税を含む) 単価契約 1本あたり60.53円(税抜) 年間予定数量562,495本 給食実施日年間191日予定	
	契約締結日	令和6年3月29日	
	契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
	契約の相手	千葉市中央区千葉港7-1 千葉県乳業協同組合	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
給食用牛乳の供給価格及び供給事業者については、学校給食用牛乳供給対策要綱第6条に基づき千葉県知事が決定するものであることから、市内小中学校への給食用牛乳の提供においては令和6年度の県知事指定団体である当該相手先と契約するものである。			